

一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 <<概要版>>

1 計画改定の趣旨

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号、以下、「廃棄物処理法」という。）では、第6条第1項の規定により、「市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めなければならない。」とされています。

大津市（以下、「本市」という。）では、平成18年3月に「一般廃棄物（ごみ）処理基本計画 大津～HEARTプラン（後期計画）」（以下、「現計画」という。）を策定し、本市におけるごみ処理に関する方向性を示してきました。一方、政府による温室効果ガスのさらなる削減目標の設定など、我が国の地球温暖化対策は緊急の課題となっており、ごみ施策においても3Rの推進による環境負荷の一層の軽減に取り組む必要があります。

本市は平成17年度に旧志賀町との合併後、約5年が経過し、平成21年4月には中核市に移行したことにより、行政サービスの効率化及びきめ細かい対応が可能となりました。廃棄物関連では一般廃棄物処理施設及び産業廃棄物処理施設の設置許可ならびに産業廃棄物収集運搬業等の許可について、県より権限移譲されたところです。

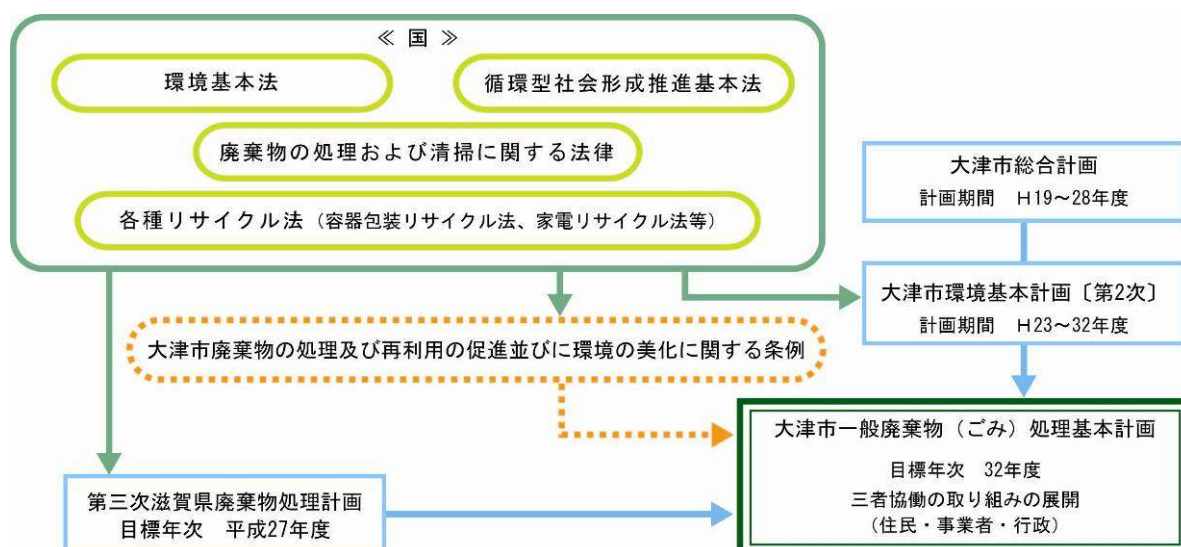
このような状況の中、現計画策定後の地球温暖化問題への対応の推進やごみ減量政策の推進に伴う住民意識の変化を踏まえて、計画期間及びごみ減量化の目標数値等を見直す必要があります。

現計画の計画目標年次は平成22年度であり、計画の更新時期に来ていることから、このたび計画を改定することとしました。なお、計画改定にあたっては、ごみの減量や資源化率の推移などの計画の進捗状況やごみ処理費用などについて積極的に情報開示を進めるとともに、情報を住民と共有し、住民、事業者、行政の3者がパートナーシップをもって取り組んでいくこととします。

2 計画の位置づけ

本市における一般廃棄物処理基本計画の位置付けを以下に示します。

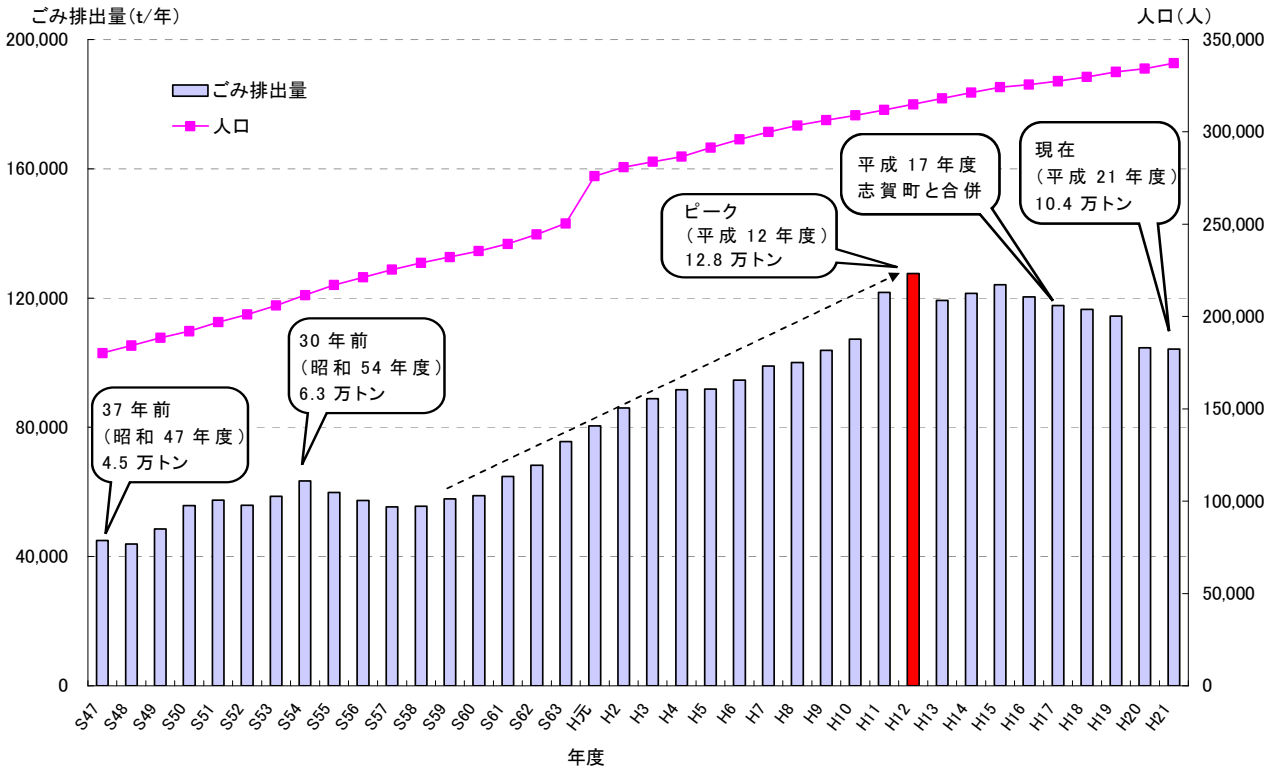
【一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の位置づけ】



3 ごみ排出量推移

(1) ごみ排出量の変遷

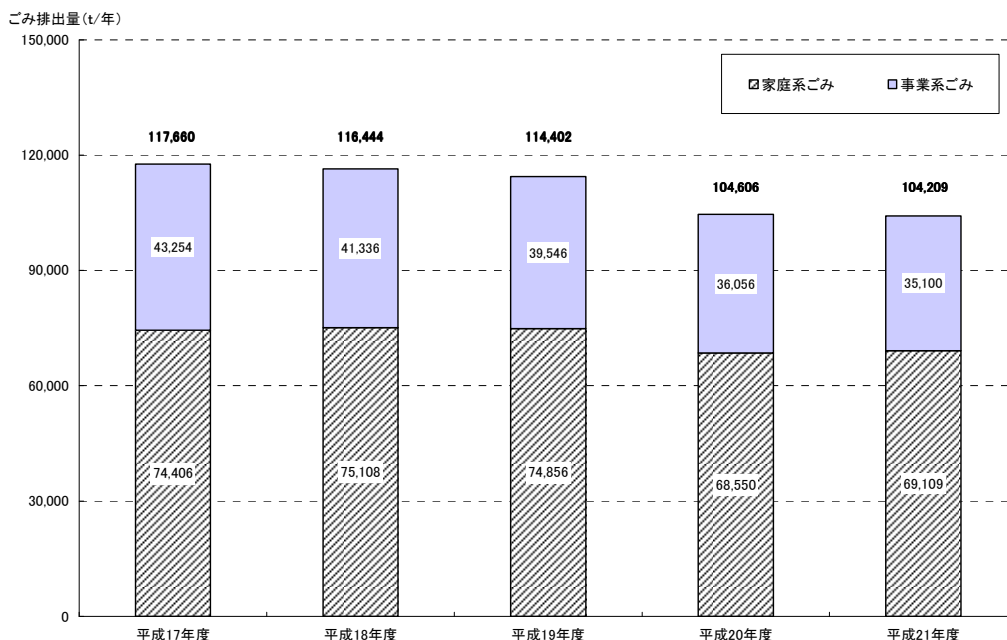
昭和 47 年度から平成 21 年度までのごみ排出量の推移は下図のとおりです。昭和 54 年度から平成 12 年度までの約 20 年間にごみ排出量は約 2 倍（6.3 万トン → 12.8 万トン）に増加しましたが、その後、景気の低迷や減量化施策の浸透などにより、現在は平成 9 年度とほぼ同程度の約 10 万トンまで減少しています。



(2) ごみ排出量推移 (過去5年間)

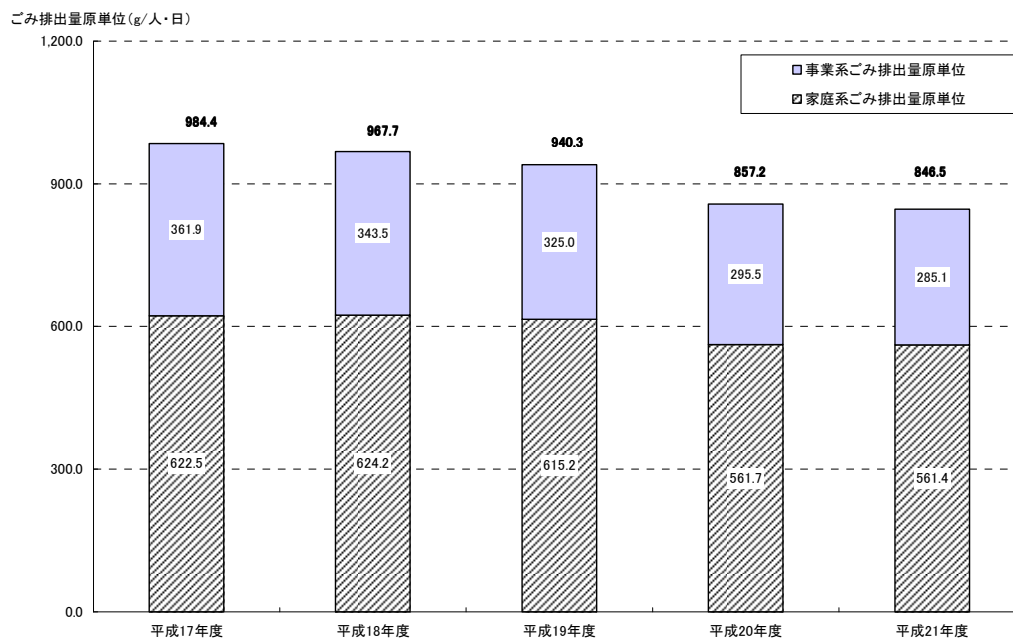
① ごみ排出量

ごみ排出量は、市民一人ひとりの努力や景気の後退などにより、過去 5 年間で 0.89 倍（家庭系ごみ 0.93 倍、事業系ごみ 0.81 倍）に減少しています。



②ごみ排出量原単位

ごみ排出量原単位（1人1日あたりのごみ量）についても、ごみ排出量と同じく過去5年間で0.86倍（家庭系ごみ0.90倍、事業系ごみ0.79倍）に減少しています。



4 計画の基本理念及び基本方針

(1) 基本理念

本市では平成18年3月に策定した現計画において、キーワード「HEART」に込めた理念のもと、一人ひとりがごみ処理に関して、ごみマナー厳守をはじめとする“心ある行動”を徹底し、資源循環型社会をめざし、常に環境への負荷低減を考える心を持って行動していくこととしています。

本計画における基本理念については、現計画の基本理念を踏襲し、今後より一層のごみ減量化、資源化を推進し、資源循環型社会のさらなる推進を図ることとします。

基本理念

大津～HEARTプラン

～資源循環と環境への負荷低減をめざした“心ある行動”の実践～

H: heart 心

E: environment 環境

A: action 行動

R: recycle 循環

T: together 協働

total system 総合システム

(2) 基本方針

基本理念に基づき、本市における3つの基本方針を定め、総合的に施策を推進していくこととします。

● ごみに対して徹底した“心ある行動”を実践していく【発生段階での対策】

循環型社会を構築するには3Rを推進する必要があります。その中でもReduce（ごみを出さない）が最も重要であることから、ごみの発生抑制策について率先して取り組むとともに、市民、事業者、行政の三者がそれぞれの立場において“心ある行動”の実践をめざします。

● 更に充実した資源循環の仕組みの構築【排出段階での対策】

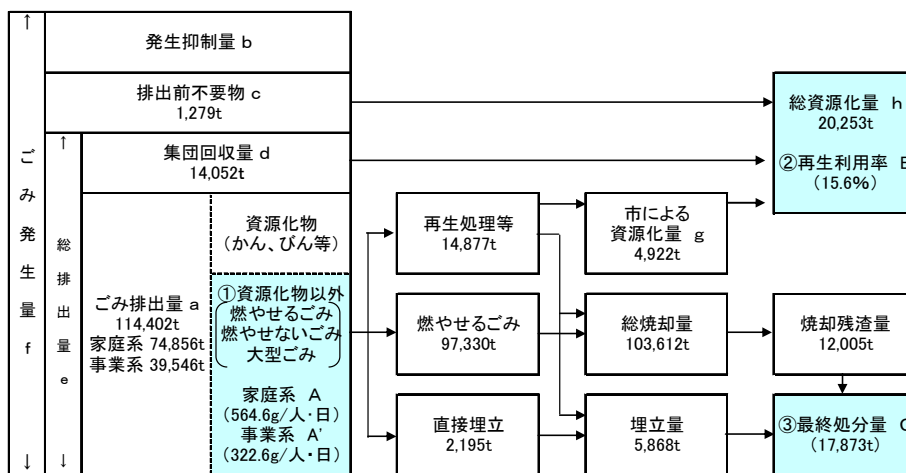
徹底した発生抑制策を講じた後に発生する不要物については、ごみではなく徹底して資源として有効活用されるよう、リサイクルシステムの充実を図り、環境への負荷を最小限に抑制します。

● 資源循環・低環境負荷型ごみ処理の実践【収集運搬・処理処分での対策】

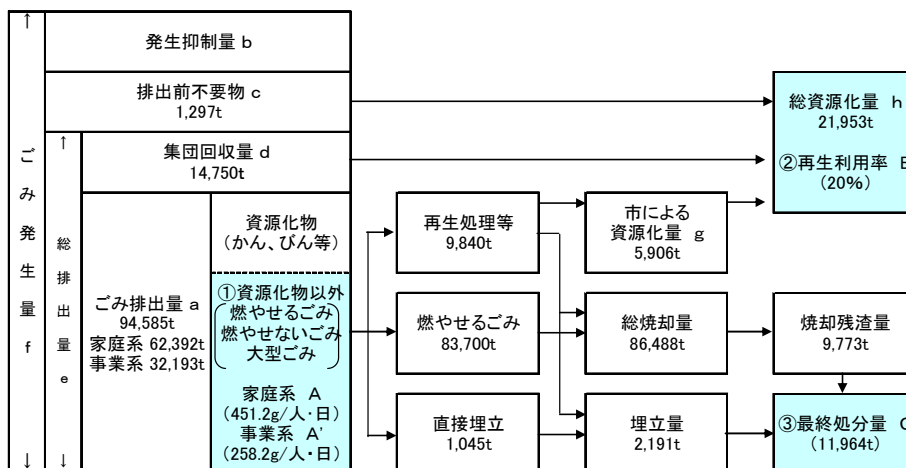
3Rに基づく発生抑制、再利用、再資源化を行った上で、なお排出されるごみについては、資源循環・低環境負荷を踏まえた適正な収集運搬・処理処分を実施します。また、不法投棄や野外焼却などの不適正処理についても、必要な対策を講じます。

【現状及び目標達成後のフロー】

〈基準年…平成19年度〉



〈目標年…平成32年度〉



注)四捨五入の関係で合計が合わない場合がある。

5 ごみ減量化目標

(1) 目標の設定年度

ごみ減量化の目標設定年度については、平成 32 年度とします。なお、基準年度は国の基本方針に準拠し平成 19 年度とし、中間目標年度を設けることとします。

目標年度：平成 32 年度（2020 年度）

中間目標年度：平成 27 年度（2015 年度）

基準年度：平成 19 年度（2007 年度）

(2) 減量化・資源化目標値の設定

減量化・資源化目標値の設定については、第 5 章第 1 節に定めた基本理念に基づき、循環型社会の構築を目指し、3R 及び適正処理の考え方に立った目標値とします。

● ごみ排出量に関する目標（Reduce）

家庭系ごみ A

原単位*を平成 19 年度に対して
中間目標年度(平成 27 年度)に約 15%
目標年度(平成 32 年度)に約 20%削減する
(資源回収されるものを除く)

事業系ごみ A'

原単位を平成 19 年度に対して
中間目標年度(平成 27 年度)に約 15%
目標年度(平成 32 年度)に約 20%削減する
(資源回収されるものを除く)

原単位 (g/人・日) $F = \text{ごみ排出量 (t/年)} a \div \text{人口 (人)} l \div 365 \times 1,000,000$

● 資源化に関する目標（Reuse, Recycle）

再生利用率 B

(集団回収、排出前不要物(拠点回収等)を含む)
中間目標年度(平成 27 年度) 約 18%
目標年度(平成 32 年度) 約 20%

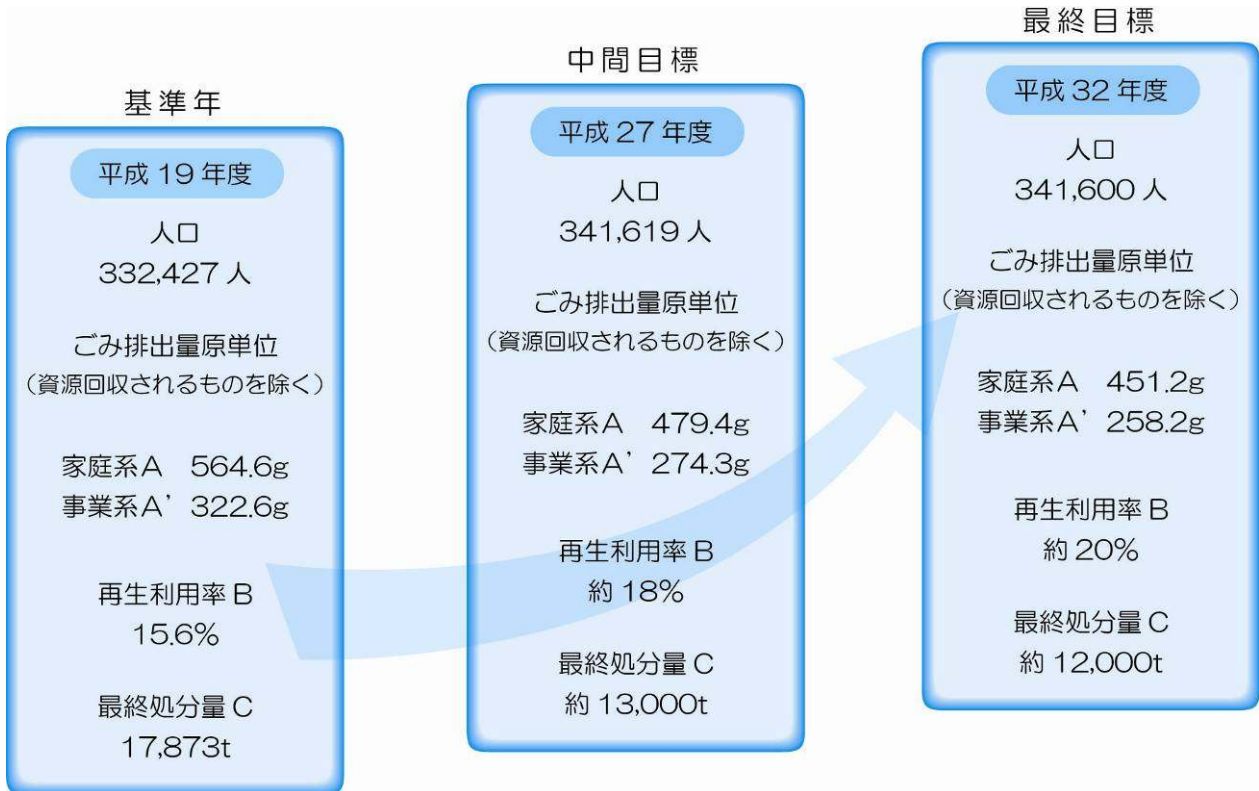
再生利用率 = (市による資源化量 g + 排出前不要物 c + 集団回収 d) \div (e 総排出量 + c 排出前不要物)

● 最終処分に関する目標

最終処分量 C

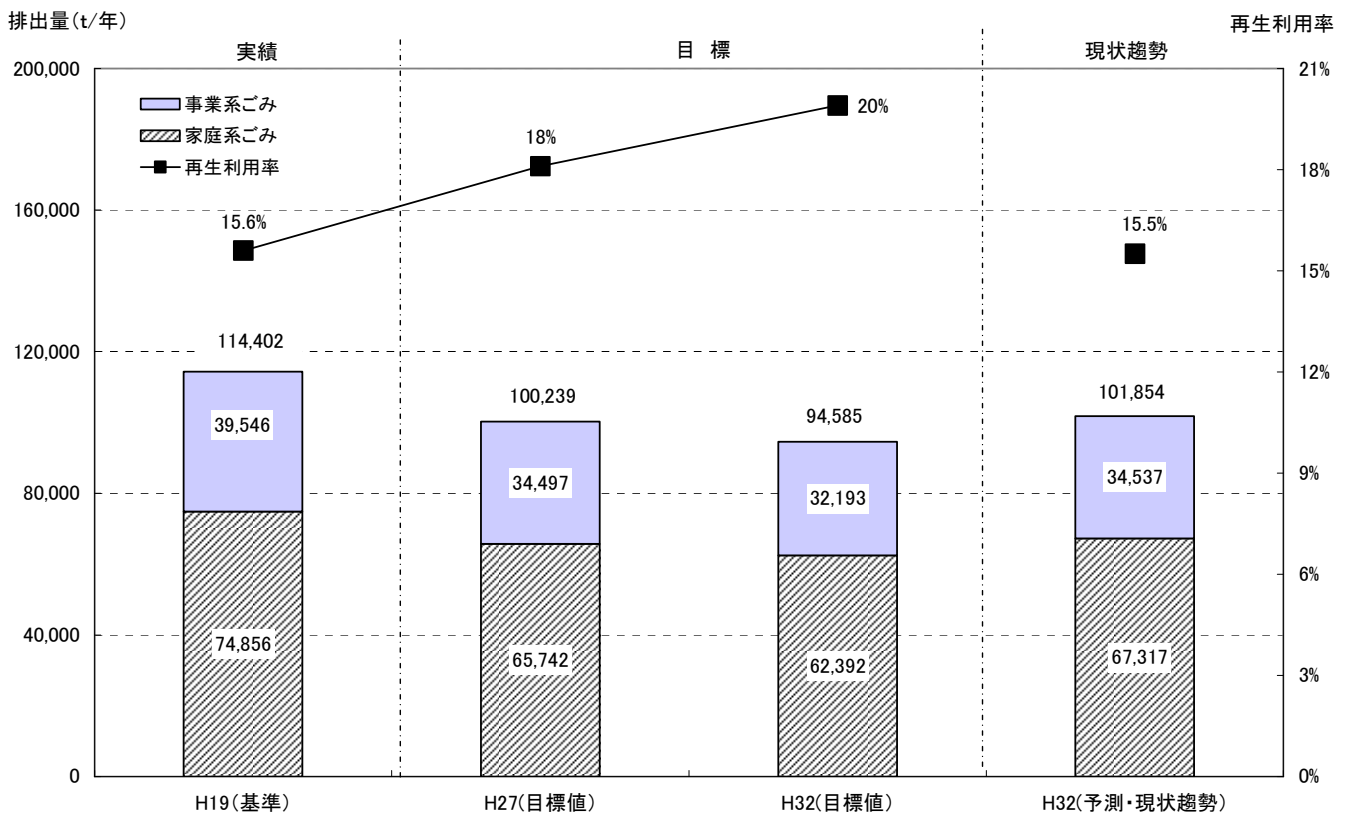
平成 19 年度に対して
中間目標年度(平成 27 年度)に約 26%
目標年度(平成 32 年度)に約 33%削減する

* : 原単位はここでは「1 人 1 日あたりのごみ量」をいう。人口の増減があるため、ごみ量の目標値と実績については排出量よりも原単位の方が比較しやすい。



注) 再生利用率及び最終処分量については、現行の処理方式で試算しています。

【予測結果と目標値の関係】



6 行動計画

資源循環型社会を構築するには、一人ひとりがライフスタイルを「意識的に変える」ことが重要です。一つ一つの行動は小さなものでも、継続的に実践することで、大きな目標に到達することが可能となります。本市が掲げる基本理念及び3つの基本方針に基づき、我々が実践すべき行動計画を以下に示します。

【基本理念】	【基本方針】	【行動計画】	【具体的施策】
大津 H E A R T プラン ～資源循環と環境への負 荷低減をめざした“心ある 行動”の実践～	ごみに対して徹底した “心ある行動”を 実践していく 【発生段階での対策】	(1)不用品発生の 削減	家庭系ごみ ①各種持参運動の推進 ②過剰包装お断り運動 ③リユースセンター設置【重点取組事項】 ④グリーン購入推進 ⑤容器包装ごみの減量推進 ⑥優良古物商紹介制度 事業系ごみ ①環境マネジメントシステムの推進 ②用度品の削減 ③事業所における取り組みの推進 ④多量排出事業者に対する減量計画の徹底
	更に充実した 資源循環の 仕組みの構築 【排出段階での対策】	(1)適正な 自家処理の推進	家庭系ごみ ①生ごみ処理機補助の継続 ②コンポスト化の推進 ③水切り運動推進 事業系ごみ ①生ごみ減量化の推進 ②適法焼却炉の指導
		(2)資源回収の 促進	家庭系ごみ ①紙の集団資源回収の促進 ②かん、びん等集団資源回収の創設等 ③集団資源回収等に係る支援の拡大 ④拠点回収の拡充 ⑤店舗回収の推進 ⑥適正処理困難物の再生利用委託【重点取組事項】 事業系ごみ ①資源回収の促進 ②製造販売責任の徹底
		(3)制度による規制	家庭系ごみ ①ごみの有料化制度【重点取組事項】 ②ごみの発生抑制に向けた啓発の推進 ③処理手数料の見直し 事業系ごみ ①発生抑制の推進 ②処理手数料の見直し
		(4)適正排出の 徹底	家庭系ごみ ①分別の徹底と啓発強化 ②環境整備推進員等、地域との連携 ③集積所管理責任の徹底 ④不法投棄対策の徹底【重点取組事項】 事業系ごみ ①分別基準の周知徹底 ②不適正排出の排除 ③排出者責任の徹底
		(5)効率的な 排出の徹底	家庭系ごみ ①びん等コンテナ収集 ②集積所に対するケージ設置等に対する支援 事業系ごみ ①保管基準の徹底
	資源循環・ 低環境負荷型 ごみ処理の実践 【収集運搬・ 処理処分での対策】	(1)収集方法の 検討	家庭系ごみ ①びん等コンテナ収集車両導入 ②プラスチック製容器包装収集日の増設 事業系ごみ ①産業廃棄物の徹底排除【重点取組事項】 ②モデル契約書の作成 ③マニフェスト制度の創設
		(2)適正収集の 促進	家庭系ごみ ①車両重量計の設置 ②GPS機能搭載等 事業系ごみ ①優良排出者制度の創設 ②許可業者の制限等
		(3)資源回収の 促進	家庭系ごみ ①びん等コンテナ施設の設置 ②選別機器の強化 ③資源広域回収保管場所の設置 事業系ごみ ①刈草剪定枝再生利用の推進【重点取組事項】 ②広域指定制度の充実
		(4)処理施設の 充実	家庭系ごみ ①長期計画に基づく合理的な施設設置 【重点取組事項】
		(5)最終処分場の 充実	家庭系ごみ ①最終処分場の受入制限強化 ②フェニックス計画への参画継続 事業系ごみ ①産業廃棄物の徹底排除【重点取組事項】

7. 重点取組事項

- (1) リユース事業の推進
- (2) 一般廃棄物処理施設の整備計画
- (3) 家庭ごみの有料化制度
- (4) 事業系一般廃棄物と産業廃棄物の区分の明確化
- (5)刈草剪定枝再生利用の推進
- (6) 適正処理困難物再生利用の推進
- (7) 不法投棄等不適正処理対策事業の推進

8. 計画の推進にあたって

(1) 啓発活動の推進

ごみの減量化目標を達成するためには、市民や事業者の自主的で主体的な取り組みが必要であり、分別方法やごみ出しルールをはじめ、ごみ処理の状況やごみの減量方法、資源化の方法といった情報をわかりやすく伝えていく必要があります。

(2) 環境学習の推進

循環型社会の重要性や具体的な取り組みを進めていくためには、市民や事業者の理解と関心を高めることが重要で、廃棄物の発生抑制及びその適正な処理を確保するための知識の普及及び意識づけを図ることが必要です。

(3) 今後の進捗管理

基本計画の実施のために必要な各年度の事業については単年度ごとに実施計画を策定し、具体的にこれを定めます。

(4) 中間年度における見直し

本計画については、施策の成果や実績を踏まえて、中間目標年度（平成27年度）に見直すこととします。

(5) 地球温暖化防止への配慮

地球温暖化対策は緊急の課題であり、本市においても「アジェンダ21おおつ」に基づき、取り組みを進めていきます。

(6) 市民、事業者、行政の協働による推進

ごみの減量化と資源化の施策を推進していくためには、市民、事業者、行政の協働による取り組みが不可欠です。ごみ減量と資源再利用推進会議との連携を強化し、一体となった取り組みが展開できるようにその協力体制の構築をさらに進めます。

大津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画
平成23年3月
大津市 環境部 廃棄物減量推進課